

【当社取組方針の原則 2 に係る補充原則③】

- ・当社はファンド組成後の対応として、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを投資家へのレポート作成の機会を通じて定期的に検証を実施しています。
- ・これらはファンドの運用部門と組成部門とのいわゆる製販連携についてはそれぞれの部門間の協議・連携を通じまして適宜当社の金融商品の商品性改善に反映させました。
- ・お客様からの苦情についても重要な情報と認識し、お客様からの苦情や、金融商品の販売に際して外部委託業者への業務委託を実施する場合の情報連携の実態把握のための勧誘に関連する社内規程を整備し、その窓口等の体制整備や周知等を実施しています。